

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則

- 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課) 1
○北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 1
○北海道財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課) 3

訓 令

- 北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 7
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (法制文書課) 8

規 則

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第33号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部赤平市の項の次に次のように加える。

三笠市	16
-----	----

別表第1の1の表道公営住宅の部江別市の項中「1,368」を「1,356」に改め、同部北広島市の項中「1,176」を「1,156」に改め、同部小樽市の項中「1,196」を「1,184」に改め、同部岩内町の項の次に次のように加える。

余市町	6
-----	---

別表第1の1の表道公営住宅の部室蘭市の項中「620」を「621」に改め、同部苫小牧市の項中「810」を「818」に改め、同部函館市の項中「1,801」を「1,789」に改め、同部旭川市の項中「1,276」を「1,285」に改め、同部北見市の項中「540」を「567」に改め、別表第1の2の表駐車場の部赤平市の項の次に次のように加える。

三笠市	16
-----	----

別表第1の2の表駐車場の部江別市の項中「1,380」を「1,368」に改め、同部小樽市の項中「965」を「958」に改め、同部岩内町の項の次に次のように加える。

余市町	6
-----	---

別表第1の2の表駐車場の部室蘭市の項中「205」を「230」に改め、同部苫小牧市の項中「517」を「525」に改め、同部旭川市の項中「426」を「471」に改め、同部北見市の項中「457」を「484」に改め、同表集会所の部芦別市の項の次に次のように加える。

三笠市	1
-----	---

別表第1の2の表集会所の部岩内町の項の次に次のように加える。

余市町	1
-----	---

別表第4赤平市の部の次に次のように加える。

三笠市	であえーるサントウン岡山団地駐車場	2,720円
-----	-------------------	--------

別表第4岩内町の部の次に次のように加える。

余市町	であえーるまほろば第一団地駐車場	3,050円
-----	------------------	--------

別表第4苫小牧市の部に次のように加える。

植苗中央団地駐車場	2,720円
-----------	--------

別表第4函館市の部に次のように加える。

日吉町A団地駐車場	4,000円
-----------	--------

第2条 北海道営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4中「2,720円」を「2,730円」に、「3,050円」を「3,060円」に、「5,950円」を「6,010円」に、「6,370円」を「6,440円」に、「5,600円」を「5,650円」に、「4,450円」を「4,490円」に、「3,960円」を「3,980円」に、「4,870円」を「4,910円」に、「3,510円」を「3,530円」に、「4,000円」を「4,030円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第34号

北海道屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中第18号を第19号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「第12条の2第1項」を「第12条の3第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 条例第12条の2第3項の規定による点検の結果の報告の受理に関すること。
第4条第1項中「又は条例」を「又は」に改め、同条第3項を次のように改める。
3 条例第10条第2項の規定による許可を受けようとする者は、別記第3号様式の継続許可申請書正副2通に、次に掲げる書類を添えて知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。ただし、当該申請が第9条の3第1項に規定する広告物又は掲出物件に係るものである場合は、次に掲げる書類の添付を省略するものとする。

- (1) 屋外広告物点検結果報告書（別記第3号様式の2）
(2) 固定広告物の全体、表示面（複数の表示面を有する場合は、それぞれの面）、接合部及び基礎の状態を把握することができるカラー写真（申請前3月以内に撮影したもの（当該期間内に2回以上撮影した場合にあっては、最後に撮影したもの）に限る。）
(3) 固定広告物が第9条の3第2項に規定する固定広告物であるときは、当該固定広告物の点検を行った者が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの試験に合格した者又は第9条の3第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し

第8条の2第2項第1号中「（昭和24年法律第189号）」を削り、同条第3項を削る。
第9条の2の次に次の1号を加える。
（点検）

- (2) (1)の固定広告物が規則第9条の3第2項に規定する固定広告物である場合は、当該固定広告物の点検を行った者が屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者又は規則第9条の3第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写し

別記第3号様式の2中

点検年月日	年 月 日
-------	-------

を

点検年月日	年 月 日
氏 名	Ⓜ
点 検 者 住 所	(電話 番)

第9条の3 条例第12条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、条例第6条第3項に規定する広告物若しくは掲出物件又は別表第1の簡易広告物とする。

2 条例第12条の2第2項の規則で定める点検は、条例第3条第1項又は第6条第5項の許可を受けた広告物又は掲出物件のうち第8条の2第2項に規定する固定広告物に係るものとする。

3 条例第12条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第8条の2第2項第2号から第5号までに掲げる者
(2) 屋外広告業者が組織する団体が公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）として実施する広告物及び掲出物件の点検に関する講習会を修了した者で条例第22条第1項第1号の講習会を修了したもの

4 条例第12条の2第3項の規定による報告は、条例第10条第2項に規定する許可の申請前3月以内に行った点検（当該期間内に2回以上行った場合にあっては、最後に行ったもの）の結果について行うものとする。

第14条中「第12条の2第2項」を「第12条の3第2項」に改める。

別記第3号様式（裏）注6の事項(1)中「30日以内に撮影したカラー写真及び申請前30日以内に点検した屋外広告物点検結果報告書」を「3月以内に行った点検（当該期間内に2回以上行った場合は、最後に行ったもの）の結果を記載した屋外広告物点検結果報告書及び申請前3月以内に撮影したカラー写真（当該期間内に2回以上撮影した場合は、最後に撮影したもの）」に改め、同事項(2)を同事項(3)とし、同事項(1)の次に次のように加える。

資 格

に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「30日」を「3月」に、「もの」を「もの（当該期間内に2回以上撮影した場合にあっては、最後に撮影したもの）」に改め、同注中7の事項を8の事項とし、4の事項から6の事項までを1事項ずつ繰り下げ、3の事項の次に次の1事項を加える。

- 4 「点検者」欄は、次によること。
(1) 「資格」の項目は、条例第12条の2第2項に規定する点検を行う場合に記載すること。この場合において、当該点検を行う者が次のいずれかの資格を有す

る者である旨を記載すること。

ア 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者

イ 一級広告美術仕上げ技能士

ウ 一級建築士又は二級建築士で屋外広告物講習会を修了したもの

エ 特殊電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの

オ 電気主任技術者免状（第一種、第二種又は第三種）の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの

カ 屋外広告業者が組織する団体が公益目的事業として実施する広告物及び掲出物件の点検に関する講習会を修了した者で屋外広告物講習会を修了したものの

- (2) 「資格」の項目に記載した内容を証する書面を添付すること。ただし、固定広告物が複数ある場合に、複数の固定広告物を同一の者が点検したときは、当該者に係る資格を証する書面の添付は、2基目以降の報告書では省略するものとする。

別記第9号様式（表面）中「第12条の2」を「第12条の3」に改め、同様式（裏面）中「第12条の2」を「第12条の3」に、「第12条の2第2項及び第3項」を「第12条の3第2項及び第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第8条の2第3項の改正規定及び第9条の2の次に1条を加える改正規定（第9条の3第2項及び第3項に係る部分に限る。） 平成31年7月1日
- (2) 第1条の2の改正規定（同条第6号中「第12条の2第1項」を「第12条の3第1項」に改める部分を除く。）、第4条第3項及び第8条の2第2項第1号の改正規定、第9条の2の次に1条を加える改正規定（第9条の3第4項に係る部分に限る。）並びに別記第3号様式及び別記第3号様式の2の改正規定並びに次項の規定 平成31年10月1日
- 2 北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成31年北海道条例第48号）附則第2項の規定の適用を受ける者が北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第12条の2第2項に規定する点検を行った場合における前項第2号に掲げる改正規定による改正後の北海道屋外広告物条例施行規則第4条第3項、別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定の適用については、当該改正規定の施行の日から平成34年3月31日までの間は、同項第3号中「屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの試験に合格した者又は第9条の3第3項各号のいずれかに該当する者」とあるのは「条例第22条第1項第1号の講習会を修了した者」と、別記第3号様式（裏）注6の事項(2)中「屋外広告物

法第10条第2項第3号イの試験に合格した者又は規則第9条の3第3項各号のいずれかに該当する者」とあり、及び別記第3号様式の2末尾欄外注4の事項中「次のいずれかの資格を有する者」とあるのは「屋外広告物講習会を修了した者」とする。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第35号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第34条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第4条第2項中「出納局総務課長」を「会計管理室長」に改める。

第49条第2項中「法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日から20日以内において適宜の納入期限を定めるもの」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 法令その他の定めにより納入期限が定められている場合 当該納入期限

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 調定の日から20日以内において歳入徴収者が定める日 第49条第3項中「納入期限が」を「前項第1号に掲げる場合において、納入期限が」に改める。

第75条第2号中「道税」の次に「（当該道税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次条第3号及び第4号並びに第357条第2号において同じ。）」を加える。

第176条第2項中「必要」を「理由」に、「監督」を「当該監督」に改め、同条に次の1項を加える。

3 契約担当者等は、第1項の指定をするに当たっては、特別の理由がある場合を除き、当該契約に関する事務を行う職員を当該契約に係る給付の完了の確認のための検査員として指定してはならない。

第284条第1項中「基金受入決定票又は基金払出決定票により」を「基金の名称、納付者又は払出先、受年月日又は払出年月日、受入金額又は払出金額及び受入れ又は払出しの理由を」に、「対し、受入れ又は払出しの通知をし」を「通知し」に改める。

第338条の2第3項後段を削る。

第339条第2項中「終わった」を「終えた」に、「引継報告書を」を「前項の規定により作成した引継書を添えて、」に、「提出し」を「報告し」に改める。

第359条第2項の表中「現金出納日計表」を「現金出納日計票」に改める。

別記様式目次中

「第16号 現金払込書

61、76、127、132」を

「第16号その1 現金払込書 61、76、127、132
 その2 現金払込書 61、76、127、132」に、
 「207の4、284」を「207の4」に、
 「引継報告書 339-343」を「削除」に、「現金出納日

計表」を「現金出納日計票」に改める。

第16号様式第1葉中「16-①」を「16-1-①」に改め、同様式第2葉中「16-②」を「16-1-②」に改め、同様式第3葉（表面）中「16-③」を「16-1-③」に改め、同様式末尾欄外注1の事項中「に使用する」を「の場合であって、手書きで作成するとき使用する」に改め、同様式を第16号様式その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第16号様式その2（第61条、第76条、第127条、第132条）

北海道
16-2-①

現金払込書及び領収証書 ㊦

加入者名	北海道会計管理者（札幌地区）			振替口座	
取りまとめ金融機関	北海道指定金融機関	銀行	店	公金 取りまとめ店	
払込人				調定	
納入の目的 ()					
収入区分	出納員	執行機関コード	執行機関名		
年度	会計	整理番号	略科目コード	金額	払込人コード
				円	
上記のとおり払い込みます。			(うち証券受領 円)		
年 月 日			上記のとおり領収しました。		

（払込人保存）

北海道
16-2-②

収入伝票 ㊦

加入者名	北海道会計管理者（札幌地区）			振替口座	
取りまとめ金融機関	北海道指定金融機関	銀行	店	公金 取りまとめ店	
払込人					

調定

納入の目的
()

収入区分	出納員	執行機関コード	執行機関名											
年度	会計	整理番号	略科目コード	金額										払込人コード

(うち証券受領 円)

領収日付印

日 計

口 数

金 額

口

円

(受第1次収付納金融機関関係保存)

北海道
16-2-③

領 収 済 通 知 書 ㊦

加入者名	北海道会計管理者(札幌地区)	振替口座	
取りまとめ金融機関	北海道指定金融機関 銀行 店	公 金 取りまとめ店	

払込人

調定入力資料

納入の目的
()

合 計 金 額

円

(うち証券受領 円)

収入区分	出納員	執行機関コード	執行機関名																													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																							
年度	会計	整理番号	略科目コード	金額										払込人コード																		
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	

上記のとおり領収したので
通知します。

北海道会計管理者 様

有する職員」という。) から次の各号に掲げる休憩時間に変更することについて申出があった場合には、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、第3条の規定にかかわらず、当該障害を有する職員の休憩時間を当該各号に掲げる休憩時間に変更することができる。

(1) 第3条の規定による休憩時間を次のいずれかに分割して置くこと。

ア 正午から午後1時までの時間帯に45分及び当該時間帯以外の勤務時間の時間帯に15分

イ 正午から午後1時までの時間帯に30分及び当該時間帯以外の勤務時間の時間帯に30分

(2) 第3条の規定による休憩時間を休憩に必要と認められる時間を超えない範囲内で延長すること。

(3) 第3条の規定による休憩時間(第1号の規定により分割して置く場合を含む。)に加え、当該休憩時間以外の勤務時間の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に30分又は15分の休憩時間を置くこと。

2 前項(第1号に係る部分を除く。)の規定により当該障害を有する職員の休憩時間を変更する場合は、所属長は、第2条の規定にかかわらず、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後6時30分以前に設定するものとする。

3 第1項の申出をした障害を有する職員は、障害を有する職員に該当しないこととなる事由が生じた場合には、遅滞なく、その旨を所属長に届け出なければならない。

4 所属長は、第1項の申出についてその事由を確認する必要があると認めるときは、当該障害を有する職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

北海道訓令第3号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程(平成10年北海道訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第5号中「その他道の重要な政策事項に係る」を「の会議その他の」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。